

岩手県告示第321号

道路法（昭和27年法律第180号）第9条の規定により告示した県道路線の認定に係る告示事項を次のとおり変更する。

平成28年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 主要地方道以外の県道

新旧 の別	整理番号	路線名	起 点	重要な経過地	備 考
			終 点		
旧	129	好摩停車場線	好摩停車場		平成18年岩手県告示第46号
			盛岡市玉山区芋田		
新	129	好摩停車場線	好摩停車場		
			盛岡市芋田		
旧	158	藪川川口線	盛岡市玉山区藪川		平成21年岩手県告示第962号
			岩手郡岩手町川口		
新	158	藪川川口線	盛岡市藪川		
			岩手郡岩手町川口		
旧	169	渋民川又線	盛岡市玉山区渋民		平成18年岩手県告示第46号
			盛岡市玉山区川又		
新	169	渋民川又線	盛岡市渋民		
			盛岡市川又		
旧	204	大志田停車場線	大志田停車場		平成18年岩手県告示第46号
			盛岡市玉山区藪川		
新	204	大志田停車場線	大志田停車場		
			盛岡市藪川		
旧	301	渋民田頭線	盛岡市玉山区渋民		平成28年岩手県告示第320号
			八幡平市田頭		
新	301	渋民田頭線	盛岡市渋民		
			八幡平市田頭		

2 変更年月日 平成28年4月1日

備考 関係図面は、岩手県県土整備部道路環境課並びに盛岡広域振興局土木部及び土木部岩手土木センターに備えておいて縦覧に供する。